

大崎上島町原油等価格高騰経済対策給付金事業

原油等価格の高騰による地域経済への影響を考慮し、事業活動において燃料油等（ガソリン・灯油・軽油・重油・LPガス）を使用する事業者の負担軽減を図るため給付金を給付します。

《対象者》

- ① 令和4年7月1日付けで、町内に住所若しくは事業所を有する個人事業者
又は町内に主たる事業所を有する中小企業者
- ② 令和3年8月から令和4年7月までの1年間に支払った燃料油等購入費が20万円以上の事業者

《給付額の算出方法》

高騰率（0.35）×1年間の燃料油等購入費×1/2＝給付額

※給付額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額

《限度額》

給付額最大40万円（1事業者1回限り）

《申請受付期間》

令和4年10月3日（月）から令和5年2月28日（火）まで

《申請窓口》

商工会会員の方：大崎上島町商工会

商工会会員でない方：役場地域経営課

《申請に必要なもの》

- ① 給付金給付申請書
- ② 給付対象経費に係る支払を証する書類

※令和3年8月から令和4年7月までの1年間に支払った燃料油の購入額がわかるもの（領収書・帳簿等の写し）

申請書は各申請窓口を設置しています。
町ホームページからもダウンロードできます。

《お問合せ先》

大崎上島町商工会 Tel 64 - 3505

大崎上島町役場地域経営課 Tel 65 - 3123